

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第17回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年2月22日（月） 14:00～15:07

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、田原 康生（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、山田 和晴（番号企画室長）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置に係る規定の変更）について【諮問第3017号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3018号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3020号】

イ 事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）について【諮問第3021号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中、現在、辻先生、多分途中だと思えますけれども、辻先生が来られますと7名。今6名でございますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項2件、諮問事項2件であります。

○根岸部会長　それでは、答申事項から審議いたします。諮問第3017号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置に係る規定の変更）について審議したいと思います。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして、昨年11月17日開催の部会におきまして審議を行い、12月17日までの間1回目の意見募集を行いました。その後、12月22日に提出されました意見を公表するとともに、平成22年1月15日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。

本日は、接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。

○東海臨時委員　それでは、資料17-1でございますが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、そのうち債権保全措置に係る規定の変更につきまして接続委員会で調査検討いたしましたことをご報告させていただきたいと思えます。

本件は、NTT東西が実施する債権保全措置につきまして債務の履行の担保を求める要件の見直し、それから、預託金等の軽減を行うための規定整備等に関する接続約款の変更の認可について調査・検討を行ったものでございます。

本件につきましては、ただいま部会長からお話があったとおり、総務大臣からの諮問及びその後の2回の意見募集が行われまして、先般、接続委員会で議論したところでございます。

検討の結果、資料17-1の1ページ、1枚表紙をおめくりいただいた1ページにご

ざいます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることとさせていただきます。

なお、報告書の詳細については総務省からご説明をいただきたいと思えます。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料17-1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページ、別添資料をおあげいただけますでしょうか。本件債権保全措置に係る規定の変更に関するNTT東西の接続約款の変更案に対して寄せられた意見及びこれらの意見に関し接続委員会で取りまとめられた考え方をまとめた資料でございます。

まず、「意見1」は、債務の履行の担保を求める要件の見直しについての意見でございます。具体的には、担保を求められる可能性があるのかどうかについて、事業者側で事前に知ることができることが重要である。判定基準からNTT東西の定める事項を排除し、もしくはNTT東西の定める事項が判定基準に入る場合にはできるだけ客観性が高く、単純明快な基準を使うこと等が望ましいとの意見でございます。

これに対する考え方は、今回の変更案は、信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、支払いを怠るおそれがないことを示す資料が提出され、その旨をNTT東西が確認できるときは、債務の履行の担保を要しないとするものであり、債権保全措置を必要最小限とする観点から適当である。

なお、NTT東西が別に定める事項については、透明性・予見可能性を確保する観点から、引き続き接続事業者に対して開示していくとともに、可能な限り明確化することが適当であるとされているところでございます。

次に、4ページをおあげいただけますでしょうか。「意見2」は、預託金等の軽減についての意見でございます。具体的には預託金が3カ月分に軽減されても、月の途中で支払い期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想される。事業者側がどちらかを選択できるようにするのがよいとの意見でございます。

これに対する考え方は、今回の変更案は、ご意見のとおり、預託金等の軽減措置の適用について、接続事業者の選択を可能とするものであるとされているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページにお戻りいただけますでしょうか。先ほど東海主査からご説明ありましたとおり、接続委員会の報告書につきましては、ここにございますと

おり、本件NTT東西の接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、今見ていただきました別添のとおりであるとされているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問第3017号につきましては、お手元の先ほど委員会の報告書というのがありますが、それと同じ内容のものが6ページ、答申書（案）とありますけれども、案をとって、この内容のとおり答申したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは、2つ目の諮問第3018号、NTT東西のいわゆる実際費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定につきまして、審議したいと思います。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして昨年12月15日開催のこの部会におきまして審議を行い、平成22年1月14日までの間1回目の意見募集を行い、その後、1月19日に提出されました意見を公表するとともに、2月2日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集をいただきました。これらの意見を踏まえまして、接続委員会で調査検討をいただきました。これにつきましても、接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海臨時委員　　それでは、資料17-2でございます。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、この問題のうち、今回は実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定につきまして、接続委員会で議論いたしましたこと、結果をご報告させていただきたいと思っております。

本件は、専用線等の実際費用方式を適用する平成22年度の接続料の改定並びにその他手続費等の改定に関する接続約款の変更の認可について調査・検討を行ったものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長からお話ございましたとおり、総務大臣からの諮

問によって当部会で審議し、2回の意見募集を実施いたしました後、接続委員会で調査検討したところでございます。

検討の結果、資料17-2の表紙をおめくりいただきますと報告書がございますけれども、1ページから2ページにかけて報告書いろいろと書いてございます。まず1点条件を付させていただきますと、当該条件が確保された場合には認可することが適切ということといたしました。したがって、この条件が確保されない場合には認可というものを待たなければならないということと理解いたしております。

また、現在さまざまな環境の変化ということが認識されますので、そのことを踏まえて、本件に関係させまして総務省に対して5点の項目について要望することとしたわけでございます。

報告書の詳細及びその報告書の確保の要件やら、あるいは5点の要望項目に関係したことにつきましては、詳細、総務省からご説明いただきたいと思っております。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料17-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、3ページ、別添資料をおあげいただけますでしょうか。本件、実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定に関するNTT東西の接続約款の変更案に対して寄せられた意見及びそれらの意見に関し接続委員会で取りまとめられた考え方をまとめた資料でございます。

まず「意見1」、現行制度のまま接続料算定を続けることは公正競争関係の維持及び利用者利便向上の観点から問題があるため、接続料算定の抜本的な見直しを行う必要があります、それまでは現行の接続料水準を凍結すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、新規投資の抑制や効率化等により回線コストは毎年度低廉化している傾向にあるものの、稼働回線数の減少が回線コストの低廉化を上回っていることに加え、今回から調整額を加算していることから、ドライカップ接続料などレガシー系接続料が上昇しているところである。

実績原価方式により算定される接続料については、電気通信事業法において、「原価に照らし公正妥当なものであること」とされ、その原価の算定方法は、接続料規則において、「機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならない」旨規定されていることにかんがみると、現行の接続料水準を政策的観点から維持・凍結することは必ずしも合理的であるとは言えない。

他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度のあり方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定のあり方について検討を行うことが適当である。

また、NTT東西は平成22年度にPSTNからIP網への移行について概括的展望を公表することとしているが、今後、接続料算定のあり方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当であるとされているところでございます。

なお、これらの点につきましては、先ほど東海主査からございましたとおり、接続委員会の報告書におきまして、要望事項として整理されているところでございます。

次、7ページをおあげいただけますでしょうか。「意見2」、レガシー系接続料は、需要の減少に見合ったコスト削減がなされていないため、コスト削減インセンティブが働くような算定方式の導入等を検討すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、ドライカップ接続料などの上昇の要因については「考え方1」のとおり。

レガシー系接続料のコストについても、毎年削減に努めているところ、需要が減少傾向にあるサービスであっても、新興住宅地等の新規需要へのメタル回線の敷設や老朽化した設備の更改等については毎年一定程度の新規投資が必要であるといった要因もあることから、需要の減少とコストの削減が必ずしも一致しない場合はあり得るところである。

ただし、PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること、調整額制度導入によりコスト削減インセンティブについての懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西は、トラフィック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るよう努めることが適切であるとされているところでございます。

この点につきましても、接続委員会の報告書において要望事項として整理されているところでございます。

次に、「意見3」、ドライカップとレガシー系サービスの接続料における施設保全費の効率化を検証するとともに、コストの開示を行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、メタル回線に係る施設保全費については、作業委託費の削減等に継続的に取り組んできたことにより一定程度のコスト削減が行われているところであるが、ドライカップコストの50%以上を占める状況にかんがみれば、接続事業者との協議も踏まえつつ、引き続き一層の効率化を行うことが望ましい。

なお、接続料のコスト開示については、接続会計報告書及び網使用料算定根拠において明示されており、必要な情報開示は行われていると考えられるとされているところがございます。

次に、12ページをおあげいただけますでしょうか。「意見4」でございます。施設保全費や試験研究費に関してメタル・レガシー系設備への費用配賦と光・IP系設備への費用配賦基準の検証・見直しを行うべきとの意見でございます。

この「意見4」に関しましては、右側の「再意見4」の一番上の丸のところでございますが、これら施設保全費や試験研究費の費用配賦基準の検証・見直しに加えて、局外RT收容メタル回線とメタル設備のみを用いる回線との間についても、コスト配賦方法の検証を行うことが適当という意見も寄せられているところがございます。

これらの意見に対する考え方でございますが、まず前者「意見4」に対する考え方でございます。電気通信回線設備の保守等については、当該電気通信回線設備を利用しているユーザー数に応じて費用が増減するものではなく、物理的な芯数の量等に応じて費用が増減するものであることから、現行の芯線長比等による費用配賦は適切である。

試験研究費については、平成15年2月14日付審議会答申を踏まえ、平成15年9月に接続会計規則を改正し、試験研究費を案分する比率について、過去の投資額に左右される取得固定資産価額比から直近の設備投資の傾向をより重視した当年度取得固定資産価額比に改めたところである。近年のレガシー系設備に関する固定資産取得価額は、IP系設備と比較しても少ないところ、案分の方法として当年度取得固定資産価額比を用いることにより直近の設備投資の傾向を反映しているものであり、適切であるとされているところがございます。

次に、「再意見4」に対する考え方でございますが、これにつきましては、恐縮ですが、資料17-2の後ろにございます横長のポンチ絵のついた参考資料をごらんいただけますでしょうか。この参考資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

この図にございますとおり、現在、NTT東西のメタル加入者回線には、左側の図にございますように、全区間がメタル設備の回線と、右側の図にございますとおり、下部

区間のみメタル設備の回線を用い、局外R Tで收容した上で上部区間については光ファイバ設備を用いている、これら2種類が存在しているところでございます。これらのメタル加入者回線のうち利用されていない、いわゆる未利用芯線のコスト負担の扱いについてでございますが、現在は下部区間の未利用芯線につきましては、図の下側にございますとおり、全区間メタル設備の回線、そして、下部区間のみメタル設備の回線、それぞれの回線数の比率に基づき公平に案分する形でコスト配賦がなされているところでございます。

他方、上部区間につきましては、この図の上側にございますとおり、上部区間の未利用芯線については、これまで将来的に下部区間の未利用のメタル設備とあわせて利用されることを見込み、すべて全区間メタル設備の回線のコストとして計上しているところでございます。この未利用芯線のコスト負担の扱いについて接続委員会でご議論をいただいたところでございますが、NTT東西ともにメタル回線の芯線利用率が50%を下回ってきている中で、これまで上昇傾向にありましたドライカップ回線数が平成21年度には純減傾向に転じてきている状況にございます。このような中、少なくとも局外R Tの上部区間が光化された後もなお残されたメタル設備については、そのすべてが今後利用される見込みのある芯線とは必ずしも言えなくなってきたと言える状況になっているところでございます。このような状況を踏まえまして、今回、メタル加入者回線内の負担の公平性に着目し、上部区間のコスト配賦の見直しを行うことが適当ではないかと接続委員会で整理されたところでございます。

具体的には、上部区間におけるメタルの未利用芯線につきましても、下部区間における未利用芯線のコスト配賦方法と同様に、全区間メタル設備の回線と下部区間のみメタル設備の回線のそれぞれの回線数の比率に基づき案分する形でコスト配賦することが適当ではないかとされたところでございます。

なお、仮にコスト配賦の見直しを行いますと、仮定の上での試算ではございますが、現在申請中のドライカップ接続料と比較いたしまして、NTT東西ともに、おおむね200円前後低廉化するのではないかと想定しているところでございます。その結果として、現在の変更案では回線管理運営費、調整額等々を含めて、全体ドライカップ接続料は1,400円台となっているところでございますが、これが1,300円台の水準になるのではないかと想定しているところでございます。

以上踏まえまして、恐縮ですが、もう一度資料17-2、12ページにお戻りいただ

けますでしょうか。「考え方4」、3つ目の丸の部分でございますが、この部分が今参考資料でご説明させていただきました局外RT收容メタル回線とメタル設備のみを用いる回線との間のコスト配賦方法の見直しについての考え方を記述したものでございます。

なお、このコスト配賦の見直しの考え方を踏まえまして、ドライカップ接続料等の再算定を行うことを条件として認可することが適当と接続委員会報告書においては整理されているところでございます。

次に「意見5」、他の接続料の算定方法は適宜適正化が実施されているため、ドライカップ接続料についてもこれらの接続料とバランスをとった検討を行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、将来原価による接続料算定は次年度以降のコスト及び需要を予測して算定する必要があり、接続料が上昇傾向にある機能に採用することは慎重な検討が必要である。また、接続料の設定は「原価に照らして公正妥当であること」という原則にかんがみると、ドライカップ接続料について前々年度の実績需要・費用に基づき算定する実績原価方式を採用することは適切であるとされているところでございます。

次に、「意見6」、公衆電話機能についてもトラフィック等の減少にコスト削減が追いついていないため、公衆電話のあり方についても早急に議論すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、効率化等によりコストは毎年度低廉化している傾向にあるものの、トラフィックの減少がコストの低廉化を上回っていることに加え、今回から調整額を加算していることから、ドライカップ接続料と同様、公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料が上昇しているところである。

なお、PSTNからの移行に関するご意見については「考え方1」のとおりとされているところでございます。

次に、「意見7」、貸倒損失について、適正なリスク管理が実施されたか否かを確認できるようにすべき。また、今回の貸倒要因の発生時期と接続料原価への算入のタイムラグについて議論を行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、貸倒損失の接続料原価への算入については、平成19年3月30日付審議会答申において管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにもかかわらず管理部門において発生する貸倒損失については一般的な事業リスクとして接続料原価の一部に算入することが適当とされたことを受け、平成18年度接続会

計以降、接続料原価の一部に算入されることとされている。また、透明性確保の観点から貸倒損失については接続会計上独立した項目として整理されているところである。

具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上公表することは適当ではないが、NTT東西においては未収金の回収のために必要な措置を講じることにより未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられる。

貸倒額の接続料原価への算入のタイミングについては、接続事業者が破綻した時点の未回収債権額から回収できた金額を控除した最終的な未回収債権額の確定後に実施しており、妥当である。

他方、貸倒損失額の大幅な上昇により、適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、NTT東西は債権保全措置に関するガイドライン等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮、拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することが適切であるとされているところでございます。

なお、この事項に関しましては接続委員会報告書において要望事項とされているところでございます。

次に、「意見8」、平成20年度の費用に乗じる貸倒率が平成20年度の貸倒率となっているため、調整額分については二重に平成20年度の貸倒率が加味されることとなっており、見直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、平成20年度に回収すべき費用は、平成20年度の貸倒率を乗じたものが最終的な費用であるため、平成20年度の貸倒率を乗じて、同年度の調整額を算定することが妥当である。また、当該平成20年度の調整額は、平成22年度に回収すべき接続料原価の一部であることから、当該原価から算定された平成22年度接続料に現時点での貸倒リスクである平成20年度の貸倒率を乗じることも妥当である。なお、平成20年度の貸倒率加算分については、平成22年度の貸倒率が明らかとなった時点で差額分を計算し、調整額として平成24年度接続料の原価に算入されることとなるとされているところでございます。

次に、「意見9」、コロケーション費用についてはその適正性が検証できないため、調整額、貸倒率等の算定根拠を開示すべき。また、貸倒率の算入対象とすることの適正性について検証すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、電力設備等のコロケーション費用の算定については、接続約款において調整額及び貸倒率の算入方法も含め規定されており、また、接続会計報告書においても収入額の内訳として接続事業者が負担するコロケーション費用を開示している。このようにコロケーション費用の適正性の検証に係る必要な情報開示は一定程度行われているところである。

また、NTT東西において他事業者に請求するコロケーション料金等の貸倒損失が発生するリスクは、網使用料等に係るものと同程度であると考えられるため、当該網使用料等に係る貸倒率をコロケーション料金等に適用することは合理的なものと考えられるとされているところでございます。

次に、「意見10」、今回の調整額は依然として多くの需要があるサービスが対象となっており、影響が軽微とは言えない。また、本制度はNTT東西にコスト削減インセンティブが働かないため、算入方法の見直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、実績原価方式により算定される接続料の算定方法については、精算事務の負担軽減を図るとともに、接続料の予見性を確保するため、平成19年7月の接続料規則改正により事後精算制度が廃止されるとともに、直近の実績に基づき接続料を算定した上で適用年度実績との乖離分について調整額として次期接続料の原価に算入されるよう所要の措置が講じられたところである。

また、2007年3月30日付審議会答申において、需要が急激に減少し、接続料が大きく上昇するような場合の例としては、整理品目が想定されていることから、ドライカップやDSLを当てはめて議論することは必ずしも妥当とは言えない。

なお、PSTNからIP網への移行に関するご意見については「考え方1」のとおりとされているところでございます。

次に、「意見11」、今回の調整額については、接続料規則の規定を適用し、複数年で調整すべきとの意見でございます。これに対する考え方は、接続料規則第8条第2項第2号の規定は、調整額を複数年で調整するための規定であるが、翌年度以降の需要減等も見込んだ上で、複数年の将来原価方式で算定する必要があるとあり、初年度の接続料が単年度で算定した場合に比べて上昇する可能性もあるため、慎重な検討が必要であるとされているところでございます。

次に、「意見12」、手数料は網使用料と異なり、コストの詳細は開示されていない。加えて、優先接続受付手数料については変動幅が激しいため、固定費・変動費別の情報

開示を行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、優先接続受付手数料については、設備関連運営費からユーザーのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となるため、当該登録受付件数等が接続料の水準にも影響を与えているところである。

このため、他事業者の予見性を高める観点から、NTT東西において今年度より登録受付区分数等の実績を開示しているところであり、必要な情報は開示されているものと認められるが、総務省においては、今後の優先接続受付手数料の水準を注視しつつ、必要に応じ、当該手数料算定のあり方について検討を行うことが適当である。

なお、一部の手数料については、料金メニューが複数存在する場合などはその分計に必要な階梯別コストを記載しているところであるが、優先接続受付手数料は単一の費用であり、そのような事情はないとされているところでございます。

次に、「意見13」、業務効率化によるコスト削減の観点からは、作業単金の低廉化のみではなく、作業工数の削減も行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、NTT東西においては、平成18年2月28日付審議会答申を踏まえ、新サービスに係る手数料等やシステム化の影響を受ける手数料等の作業時間について適時再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要であるとされているところでございます。

次に、「意見14」、コロケーション解約時に6カ月分の費用負担が必要とされている点についてはその根拠が明確でなく、見直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、コロケーションリソースの転用期間については平均で6.4カ月かかることとしているが、これはリソースに空きが出た状態から使用開始に至るまでの平均的な期間を実績データに基づき算定したものである。

解約時の事前通知期間については、転用に要する期間を踏まえて設定しているとのことであるが、当該通知を行った場合であっても、撤去の工事等が完了するまでは当該コロケーションリソースの転用を行うことが困難であるため、著しく妥当性を欠くものとは考えられない。

ただし、NTT東西においてはコロケーションリソースの有効活用の観点から、接続事業者から設備提供計画の策定等について協力を求められた場合には、積極的に協議に応じることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見15」、NTT東日本が平成22年度第1四半期に予定しているDSL・

ダークファイバ受付システム等の更改に係る費用についてその内訳等を開示するとともに、運用の開始に当たっては接続事業者側の対応にも配慮すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、NTT東日本におけるDSL／光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改については平成22年度からの運用開始が予定されており、このうちDSL／光ファイバ開通申込受付システムに係るコストについては平成24年度に適用される接続料の原価に算入されることになる。

したがって、NTT東日本においては、①コストの予見性及び適正性検証の観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと、②接続事業者においてもシステム回収等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。

また、NTT西日本においても、今後NTT東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることが必要であるとされているところでございます。

なお、この事項につきましては接続委員会報告書におきまして要望事項と整理されているところでございます。

次に、27ページをおあげいただけますでしょうか。「意見16」、電話帳掲載手数料について、NTT東西の広告掲載分を考慮した算定方法とすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、電話帳掲載手数料の算定に当たっては、広告掲載に係る費用は除外した上で算定していることから、本手数料の算定方法は適当であると考えられるとされているところでございます。

次に、「意見17」、料金回収手数料については、コスト削減インセンティブが働きにくいため、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法等に見直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、料金回収手数料に関しては、平成20年3月27日付審議会答申にあるとおり、NTT東西の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、増分費用に基づく算定方法を採用するのではなく、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担することが適当である。

なお、回収不能相当額については、利用者への請求金額に応じてNTT利用部門も負担しているところであるが、料金回収手数料の接続料原価に算入されていることから、NTT東西においては引き続き回収不能額の低減に努めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見18」、NTT東西の作業単金の適正性について、接続事業者が検証可能な数値を公表すべき。また、NTTグループ内部での資金留保が可能であり、コスト削減インセンティブが有効に機能しない可能性が高いとの意見でございます。

これに対する考え方は、NTT東西における作業単金については、アウトソーシング等による労務費、管理共通費等の削減効果が反映されており、法定福利費等の諸経費が含まれていることを考慮すれば、当該単金が妥当性を損なっているとは認められない。なお、NTT東西においては引き続き業務の一層の効率化に努めることが適当である。

なお、NTTグループ内部での資金留保に関するご指摘については、総務省において接続会計報告時に子会社との関係について報告を求めているところであり、セーフガード措置は講じられているものと考えられるとされているところでございます。

次に、「意見19」、作業単金の費用に計上されている退職給与費について、資金運用の結果による費用増加分を接続事業者が負担することの合理性について検証が必要との意見でございます。

これに対する考え方は、平成20年度の退職給与費については、景気の悪化を受け、年金資産の運用収益の見込みと実績に差分が生じたため、退職給与費に計上すべき費用が増加したものであるが、これはNTT東西が負担しているコストであり、接続料原価に算入することは不適當であるとは言えないとされているところでございます。

次に、「意見20」、総務省が実施するスタックテストのうちBフレッツやフレッツADSLについて、コロケーション費用やバックボーン費用についても考慮して、検証すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、利用者料金はコストに適正利潤をのせて設定されることにかんがみ、接続料の適正性を検証するために利用者料金との関係を検証するものであることから、接続事業者のネットワーク構築に係るコストと比較するものではない。

サービスメニューごとのスタックテストの実施に当たっては、端末回線に係るコスト及び中継網に係るコストに対応した接続料に加え、接続料を設定していないコストも考慮して検証しているところであり、また、ご指摘のコロケーション費用、バックボーン費用についても地域IP網のコストに含まれていることから、適切な検証が行われているものと認められる。

なお、スタックテストガイドラインの見直しに関しては、同ガイドライン中の規定に基づく場合だけでなく、適時適切に行うことが適当であるとされているところござい

ます。

次に、「意見 2 1」、一部サービスにおいて接続料が利用者料金を上回っているのは不自然であるとの意見でございます。

これに対する考え方は、NTT東日本における一部のサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を下回っている点については、スタックテストの検証結果に示されたとおり、接続事業者との間に直ちに不当な競争を引き起こすものであるとまでは言えないものと考えられる。

なお、スタックテストガイドラインの見直しに関しては、同ガイドライン中の規定に基づく場合だけでなく、適時適切に行うことが適当であるとされているところでございます。

最後に、「意見 2 2」、データ系設備の網改造料等の算定に用いる設備管理運営費比率の採用は、接続料算定の透明性向上に資するため適当であるが、当該設備の網改造料等が上昇するため、現時点での採用は見直すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、データ系設備に係る設備管理運営費比率に関しては、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」を踏まえ、データ系設備に係る保守費用の直接把握を可能としたこと及びNGNの接続会計が整理されたことにより、平成 20 年度実績より同設備の設備管理運営費の算定が可能となったことを踏まえると、平成 22 年度接続料から採用することには合理性があるものと考えられるとされているところでございます。

以上、踏まえまして、恐縮ですが、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。接続委員会の報告書でございます。報告書の具体的な内容でございますが、ここにございませとおり、まず本件NTT東西の接続約款の変更の認可については、次の点、すなわちドライカップ等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて局外RTに収容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し、再算定すること。この点が確保された場合には認可することが適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては以下の措置が講じられることを要望する。

(1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を

注視しつつ、ユニバーサルサービス制度のあり方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定のあり方について検討を行うこと。

(2) P S T Nから I P 網への移行について、N T T 東西は平成 2 2 年度に概括的展望を公表することとしているが、今後、接続料算定のあり方に係る検討を行う場合には、P S T Nからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、N T T 東西に対し必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること。

(3) P S T Nから I P 網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により、接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、N T T 東西に対し、トラフィック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること。

(4) 貸倒損失額の大幅な上昇により、適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、N T T 東西に対し、電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することを要請すること。

(5) D S L / 光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、N T T 東日本に対し、以下の事項を要請すること。

①コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。

②接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

また、N T T 西日本に対しても、今後N T T 東日本と同種のシステム改修を行う場合には上記と同様の措置を講じることを要請することとされているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。どうぞ、お願いします。

○辻臨時委員　現行のコストをトラフィックで割って接続料を算出する手法を前提としますと、I P 化への移行により接続料が上がることは当初の前提でした。やはり接続事

業者とかユーザーにしてみると上昇するのは困るということで、数年前から、NTSコストを接続料から抜くことにより接続料を下げることを行いました。今回もどなたが目を付けられたか知りませんが、非常にアイデアで、コスト削減の項目を見い出されて、20円下げられる訳です。しかし、いつもこのような項目が見つかるとは限りません。何回も議論されてきたように、抜本的な接続料のあり方や改正が必要と思います。特に、コスト削減のインセンティブが入るようなルールが指摘されていますが、まだ具体的にはありません。非常に難しい問題です。今のLRICですと、非効率を除くという点では意味がありますが、コスト削減のインセンティブはありません。今議論されている保守管理費をどう下げていくのかといった視点も入っておりませんから、非常に難しい問題だと思います。

プライスカップ制度が、このようなインセンティブを与えるものとして考えられますが、前回のプライスカップの研究会で検討しましたときでも、料金が上昇していくときには、抑えるにはいいですが、それが下落しているときにインセンティブメカニズムを入れるのは非常に難しいというのが実感です。ですから、ユーザーや接続事業者が費用を下げられるのではないかと、一つ一つ指摘され議論していくことは、現行制度では一番のやり方だと思います。しかし、抜本的な考え方が必要です。LRICにしても、毎回LRICの研究会では、もうこれは終わりにしましょうと言う意見が委員の間でよく出てきますが、なかなかそれにかわる制度が見えません、これには大きな視点から検討が要るのではないのでしょうか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○東海臨時委員　　辻委員のご指摘、まさにごもつともなことでございます。先般の接続委員会での議論の中でも、やはりこういうトラフィックの減少についての対応については、この問題だけを考えるのではなくて、もっと周りにあるいろいろな問題、課題を総合的に整理するという必要性があるのではないかというご意見が複数の方からございました。ただし、接続委員会の役割というのは、本日の出てまいりましたような、このたびは実際費用方式と22年度の接続料の改定でございますので、現行の枠組みの中で考え方を整理し、その枠内での何か工夫がないかということ整理するというのが、ある意味では限界だろうということで、接続委員会としては、先ほどいろいろと5つほど要望事項を加えておりますのが、そういったことに対する一つのこれからの課題としてぜひとも行政にも受けとめてもらいたいということをつけ加えたと

ころでございますが、このたびのこの問題の整理ということについては、少し今日のような形での整理がやむを得ざるところかなというふうに思っているところでございます。

○辻臨時委員 ありがとうございます。

○根岸部会長 どうぞ。

○酒井部会長代理 今回の東海主査のご意見どおりなんですけれど、確かにこれを見てみると未利用回線という、例えば今回出てきた未利用回線芯線のコスト負担についてとなっておりますけれど、未利用という、いかにもこれから使う予定があつて、まだ使っていないと見えるんですが、これは本来、未撤去回線に近い概念なんですね。ですから、減って行って、だんだん余ってくる時は考え方を変えなきゃいけないし、そこでIP網との移行過程、ここをどうやるかという、ほかの要因もいろいろありますけれども、どう考えるのかというのはかなり難しいというか、きちんとしなきゃいけない課題だと思いますけれど、ある意味では、こうやってケース・バイ・ケースでとりあえずやっていくほかないかなとは思っております。

○根岸部会長 中期的というのか、将来的には報告書の2の(1)のところでもう少し全体として検討すべしというご提案が出ていると、こういうふうに理解してよろしいですね。

○東海臨時委員 まさにそのとおりです。

○根岸部会長 どうぞ、ほかにご意見。

○辻臨時委員 1点いいですか、関連で。

○根岸部会長 どうぞ。

○辻臨時委員 考え方を変えていくという、酒井委員の意見にも大賛成です。費用の中で設備保全費が50%占めているわけですから、例えば1つには、今IRUで自治体が光ファイバを敷いていますが、1つの自治体の中で回線が2つあり、100%光に乗り代えられているところは多分ないともいます。1人2人とか、家の壁まで光ファイバの端子が来ていても、黒電話を使いますというところがあります。ですから、そういう地域には、何かもう一つ仕組み、例えば、全村が例えば光電話に代えた場合、その通常の電線は撤去できるといった、ちょっと大胆な議論が必要かと思えます。このような仕組みをいれますと、設備保全費は削減されると思います。これを、日本全国の電線を撤去としますと大きな話になりますが、できるところから費用を下げて

いくような仕組みは、現行制度の手直しで可能かなと思います。これは、1つの事例ですが。

○根岸部会長 何か事務局のほうでご意見はありますか。

○古市料金サービス課長 NTT東西におかれましても、ネットワークを移行していく中で、より効率的なネットワーク構築に努めていく、その中で施設保全費を含めてできるだけコスト負担を下げていくという努力をされていくということかなと思っております。

○根岸部会長 どうぞ。ほかにご意見ございますか。そうしますと、接続委員会からの報告書の一番最初に出てまいりましたドライカップ等のメタル加入者回線に係る接続料に関しと、ここに述べてある、これがある種条件付きということですね。この条件が満たされれば、認可がされるという、そういうことで、今後これについても今報告書が答申ということになりましたら、総務省のほうで適切な措置をとっていただく、こういうことでよろしいですね。わかりました。

それでは、今の1ページのところの報告書と同じ内容のものが35ページに答申書案という形で掲載されておりまして、「案」をとりまして、この内容を答申するというところにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長 それでは、諮問事項のほうに移りたいと思います。諮問第3020号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、次はいわゆるLRIC、長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定についてであります。それでは、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官 それでは、資料17-3に基づきましてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。申請概要でございます。本件NTT東西から2月17日に申請があったものでございます。

実施予定期日は、認可後4月1日からの実施を予定しております。

概要でございますけれども、接続料規則の一部を改正する省令、こちらは1月19日の事業部会でご審議、答申をいただきましたLRICの入力値の更新を内容とするものでございますが、この省令が2月2日付で公布、施行されましたので、それに基づきまして、NTT東西の接続約款につきまして所要の変更を行うものでございます。

具体的にはLRICによりまして算定されます接続料につきまして、第4次モデルを

用いまして算定されました22年度の接続料を規定するものでございます。

接続料としましては、5にございますとおり、PHS基地局回線機能、加入者交換機能——GC接続でございます、中継交換機能——IC接続でございます、こちら等がございますけれども、具体的な改定額は、この後の5ページ、それから、6ページに掲げてございます。このうち2ページにお戻りいただきまして、GC接続、それからIC接続につきましてご説明申し上げます。

まず、GC接続でございますが、22年度の接続料は3分当たり5.21円ということで、21年度に比べますと0.69円上昇しております。IC接続につきましては6.96円ということで、こちらは0.58円の上昇でございます。

今回、GC接続料、IC接続料が上昇した要因でございますが、大きく2点ございます。

1点目は接続料の算定式の分子のコストにかかわる点でございますが、NTSコストが減少から増加に転じた点でございます。

NTSコストにつきましては、平成17年度から5年間かけまして毎年20%ずつ段階的に接続料コストから控除しまして基本料コストに付け替えられてきましたけれども、2ページの表の備考欄にございますとおり、21年度でその控除が100%に達しまして、22年度も控除は同率の100%ということになります。21年度までは段階的控除によりまして毎年600億円台から300億円台のNTSコストのコスト減があったわけですが、今回は、そのコスト減の差分がございません。

その一方で、NTSコストのうち、FRT-GC間伝送路コストにつきましては、こちらも備考欄にございますとおり、ユニバーサルサービスとの関係で、平成20年度から逆に接続料コストに段階的に付け戻されておまして、21年度よりも割合が20%増加しております。

このようにNTSコストに関しますコスト減がなくなりまして、反対にコスト増となる点が上昇の要因の1点目でございます。

2点目は接続料の算定式の分母にかかわる点でございますが、通信量、すなわちトラフィックの減少が今回も例年同様に続いている点でございます。

続きまして、3ページをお開きください。算定根拠でございます。まず、通信量でございますが、枠囲いがございますとおり、通信量は平成21年度下期プラス平成22年度上期の予測通信量を用いておまして、具体的には平成20年度下期プラス平成21

年度上期実績通信量に1プラス対前年同期予測増減率を掛けまして算定されます。算定結果は下の表の青い部分に掲げてございます。ちなみに、増減率につきましては表の右側でございますとおり、今回も全体として引き続き減少傾向にあるところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。先ほども要因でご紹介しました加入者交換機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の加算についてでございます。この加算の趣旨でございますが、概要でございますとおり、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定におきまして、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の措置としまして、ベンチマークを全国平均費用プラス2シグマに変更したことに伴いまして、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用相当額が補てん対象外となってまいります。

この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路費用を負担することになるため、19年9月の審議会答申におきまして、NTT東西の利用部門を含みます各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を接続料原価に算入するという考え方が示されまして、同答申を踏まえまして、省令改正を行っているところでございます。

以上踏まえまして今回の接続料算定におきましては、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用の5分の4を接続料原価に加算するものでございます。

具体的な数値は下の表をごらんください。まず、加入者交換機能に係る接続料原価のNTSコスト控除前のトータルは、一番左にございますとおり、4,287億円余りでございます。これからまずNTSコストの全体を引きますと、表の中ほどにございますとおり、約2,152億円でございます。こちらに③にございますとおり、今回はFR T-GC間伝送路コストの5分の4を加算するというので、その額が約436億円でございますので、加算後の数値が約2,588億円というふうに算定されているところでございます。

続きまして、7ページをごらんください。審査結果でございます。審査事項といたしましては、7ページの2番、それから8ページの16番、9ページの18番が該当しますけれども、それぞれ審査の結果、適というふうに考えておりまして、認可することが適当というふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたら
お願いいたします。

○東海臨時委員　それでは1つ。

○根岸部会長　どうぞ、お願いします。

○東海臨時委員　先ほど答申事項の議論の中で、辻委員からもご指摘ございましたよ
うなことが、実はLRIC方式の議論の中でも当然に出てくることではないかという
ふうに思っております。今の行政からの、事務局からのご説明で、明確にLRICの
GC接続、IC接続の接続料が今回上昇した理由というのが2つ出されたわけですが、
1つは、この審議会でも整理したところのNTSコストにかかわる、戻ってくる分の
ほうですね。この影響であったということ。これは承知して、そういう形をとってい
るところでございますが、本質的な問題というのは、もう一つの分母のトラフィック
の減ということで、これはますますこれからも強まる。そのカーブがどのくらいにな
るかということとはあまり軽々に言うことではないかと思えますけれども、そうなっ
てくると、先般、LRICの分子のほうのコスト入力値の改定ということで、ここで一
応承認したところですが、結果的には、こういう形でもって分母との絡みの中
では接続料が上昇するという結果を招いているということは、本質的な問題として、
全体をもう一度見渡して議論する場を早急に設けなければならないということを示し
ているものではないかというふうに思います。

これからおそらく、先んじて私が言うのはおかしいかもしれませんが、パブコメが
行われるんだろうと思えますけれども、事業者の方々からこういったご意見が出てく
るかということを受けとめながら、この問題、少し大局観を持って議論すべきだなど
いうふうに思ったところでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、ほかにございますでしょうか。よろ
しいですか。

それでは、ただいまもお話ございましたように、本件につきまして、議事規則に
従いまして、この案を報道発表いたしまして、広く意見の募集を行うということにい
たします。本件改正を踏まえて、接続約款が平成22年度当初から適用されるという
ことであります。適用されることが各接続事業者等の利益につながる、こういうふう
に思いますので、意見招請は1回ということで、平成22年3月15日月曜日までの
3週間実施いただければと思います。提出された意見を踏まえまして、接続委員会に

おきまして調査検討いただきました上で、この部会で審議、答申をできたらと、こういうふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、最後ですが、諮問第3021号、事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正、いわゆる重要通信の義務化に関する制度改正につきまして、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○川村電気通信技術システム課企画官　それでは、お手元の資料17-4に基づきまして、ご説明させていただきます。

重要通信でございますけれども、現在、緊急通報と災害時優先通信の2つがございます。緊急通報のほうは警察、消防、海上保安庁への通報、いわゆる110番、118番、119番通報でございます。また、災害時優先通信は、水道、電力、ガス等のライフラインの運用、あるいは維持管理を行っている企業や新聞社、放送局等の報道機関、あるいは行政機関等々が発信する通信でありまして、災害時に優先的に取り扱われるように技術的な措置が講じられているものでございます。

これらの緊急通報及び災害時優先通信に関しまして、現在のところ、0AB～J番号を使用する電話、すなわち、アナログ電話、ISDN、0AB～J-IP電話に緊急通報の提供が義務づけられているほかは、電気通信事業者の自主的な取り組みの中で提供されているところでございます。現在、110番通報の3分の2近くが携帯電話からの発信であるとされており、また、大地震等の緊急事態において0AB～J番号を使用する電話、携帯電話、PHSが重要な役割を果たしているという状況にかんがみまして、これらの通信手段において緊急通報及び災害時優先通信の提供を確保する必要があると考えております。

総務省の「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」の報告書においても携帯電話等について緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化すべき旨の提言がなされているところでございます。

これらを踏まえまして、緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化することを目的といたしまして、関係省令の改正を電気通信事業法169条4号の規定により諮問させていただくものでございます。

次に、改正の概要でございます。

まず、電気通信番号規則の一部改正でございます。これは携帯電話、PHSにおけ

る緊急通報の義務化に関するものでございます。内容といたしましては、携帯電話及びPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を指定する際の要件として、緊急通報の利用が可能であることを追加するものでございます。

続きまして、事業用電気通信設備規則の一部改正、これは、災害時優先通信の義務化でございます。こちらは音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備のうちアナログ電話用設備、ISDN用設備、0AB～J-IP電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備について、災害時優先通信を扱う機能を有することを義務づけること。

それから、アナログ電話用設備、ISDN用設備及び0AB～J-IP用設備につきましては、設備等の改修が必要であるため、災害時優先通信の提供ができない場合には、制度改正から2年を限度として義務を課さないこととするということ。

また、災害時優先通信を扱う事業用電気通信設備に必要とされる機能等について所要の規定整備を行うこと。これらが概要でございます。

この2点が今回諮問させていただきました制度改正事項でございまして、あと3ページ目のほうでございますけれども、諮問対象外ということで、電気通信事業法施行規則、それから電気通信事業報告規則の一部改正、これらは今回の2つの項目の義務化に伴い、電気通信事業法に基づく種々の手続に関して規定の整備を行うものでございます。

まず、電気通信事業法の施行規則の一部改正でございますが、これは電気通信事業法42条によって、回線設備を設置する電気通信事業者は、その設備の使用を開始するときに技術基準に適合することについて自己確認を行い、なおかつ、それを総務大臣に届出を行うということが義務づけられているところでございますけれども、これを受けて、現在、緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関し、届出に当たり、説明書を添付するという規定がございます。災害時優先通信を今回義務化することに伴いまして、これも技術基準に適合することについて自己確認を行った場合に総務大臣に届出を行う添付書類として、災害時優先通信を行う事業用電気通信設備に関する説明書を添付することを追加するものでございます。

最後に、電気通信事業報告規則の一部改正でございますが、これも緊急通報につきまして、現在、電気通信事業報告規則7条によって取り扱いを開始するときに総務大臣への事前の報告が義務づけられておりますが、今回、災害時優先通信の義務化を行

うことに伴い、同様に総務大臣への事前の報告を義務づけるとともに、報告様式について定めるものがございます。

最後に、施行期日でございますけれども、これは公布の日としております。

本日も説明をさせていただきました事項につきましては、諮問事項と諮問対象外の事項がございますが、これらは一体不可分のものでございますので、全体として、これを公表の上意見募集の対象とさせていただきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、諮問された案につきまして広く意見の募集を行うということで、また、今ご指摘のように、本件改正は今のような、必要的諮問事項というのと、諮問を要しない事項という、2つのものがありまして、これらは密接不可分であるということから、報道発表及び意見招請につきましては、今のご提案のとおり、必要的諮問事項の部分を含めまして、一体として総務省が実施する、こういうことをこの部会で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本件に関する意見招請期間は、3月24日水曜日までとさせていただければと思います。

また、提出されました意見を踏まえまして、電気通信番号委員会におきまして調査・検討をいただいた上で、最終的に答申をまとめるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

○根岸部会長　本日の審議といたしましてはこれで終了でございますが、委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら。

はい。お願いいたします。

○東海臨時委員　先般PHS事業者の経営破綻が報道されたように記憶しておりますけれども、このことが公正競争市場の問題というより、むしろ利用者の利用環境という問題にどういうふうに影響するのか、全く承知しておりませんので、もしその実態と、これからの動向について、行政のほうで何かお話しただけることがあったら、簡単で結

構でございますので、お話しいただければと思います。

○根岸部会長　それじゃ、よろしく願いいたします。

○淵江事業政策課長　今ありましたウィルコムにつきましては、先週木曜日に裁判所のほうに更生手続に入りました。それと同時に、これまで再生について民間の事業者同士でお話ございまして、再生支援機構も含めまして、スポンサーとなる企業を含めて、引き続き事業が継続できる方法で、その話し合いが進まれているというふうに認識しております。

○東海臨時委員　その後のいろいろな動向で、何かこの事業部会でお知らせいただくことが適切な情報がありましたら、その際にご報告いただければありがたいなと思います。

○淵江事業政策課長　承知いたしました。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては別途事務局より連絡いただくということでございます。

それでは終わります。どうもありがとうございました。

閉　　会